

シップ原生花園の保全について

23.2.15.

1. 保全に係る規制項目（×：禁止 △：行為の制限（許可申請））

地区における行為の規制	河口地区	シップ地区 (案)
建物等工作物の新築	×	×
土砂やごみ等の投棄	×	×
車馬の乗り入れ航空機の着陸	×	×
家畜の放牧	×	×
火入れ、たき火	×	×
立木の伐採	×	×
植物の採取	×	×
海浜植物等以外の動植物の持込み	×	×
広告物等の掲示、設置	×	×
行商、募金その他これらに類する行為	△	△
業として行う写真又は映画等の撮影	△	△
興行、競技会、集会、展示会等	△	△

2. 保全の方法

地区北東側の海へ通じる道沿いからの侵入を防止。
保護区を示す看板を設置。